

甲賀市信楽産業展示館 信楽ホール及び付帯設備の利用料について

1. 多目的ホール

利用施設／利用区分				午前 9:30～12:30	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～21:30	午前・午後 9:30～17:00	午後・夜間 13:00～21:30	全日 9:30～21:30
多目的 ホール	利用料	平日	ホール	4,000 円	8,000 円	12,000 円	12,000 円	20,000 円	24,000 円
			舞台のみ	800 円	1,600 円	2,400 円	2,400 円	4,000 円	4,800 円
		土日祝	ホール	6,000 円	12,000 円	18,000 円	18,000 円	30,000 円	36,000 円
			舞台のみ	1,200 円	2,400 円	3,600 円	3,600 円	6,000 円	7,200 円
	加算額	冷暖房設備 使用加算	平日	2,000 円	4,000 円	6,000 円	6,000 円	10,000 円	12,000 円
			土日祝	3,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円	15,000 円	18,000 円
		入場料徴収・ 商目的利用加算	平日	2,000 円	4,000 円	6,000 円	6,000 円	10,000 円	12,000 円
			土日祝	3,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円	15,000 円	18,000 円

注(甲賀市信楽産業展示館条例第14条第1項関係)

- 1 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催事を行う場合は、その利用区分のホール利用料の5割に相当する金額(入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては、3割に相当する金額)を加算します。
- 2 舞台練習等のため、舞台のみを利用するときは、ホール利用料の2割に相当する額とします。
- 3 冷暖房設備を利用するときは、舞台のみを利用する場合にあっては、ホール利用料の5割に相当する金額を加算します。

2. 付帯設備及び器具

名称	数量	区分	使用料	商用等 加算額
照明設備	一式	1回につき	1,000 円	500 円
音響設備	一式	1回につき	2,000 円	1,000 円
映写機	一式	1回につき	2,000 円	1,000 円
スライド映写機	一式	1回につき	1,000 円	500 円
グランドピアノ	一式	1回につき	2,000 円	1,000 円

注(甲賀市信楽産業展示館条例第14条第2項関係)

- 1 利用者が利用に際し、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合、又は宣伝その他これに類する目的をもって催事を行う場合は、その利用料の5割に相当する金額(入場料又はこれに類するものが1,000円以下の場合にあっては、3割に相当する金額)を加算します。
- 2 ピアノの調律を希望される場合又は特別な消耗品を必要とされる場合は、実費相当額を徴収します。